バリアフリー法及び同法施行令の一部改正に伴い、福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。施行日は、令和元年９月１日です（改正施行令の施行日と同日）。

　　あわせて、建築設計標準（追補版）と、専門委員会でいただいたご意見を踏まえ、施設整備マニュアルを改正します。

＜主な改正内容＞

・誘導省令（※）に規定されている車椅子使用者用客室数を追記<望>（P.121）

　・客室のバリアフリー改修に伴う車椅子駐車施設設置数の検討を追記<望>（P.121）

・既存の一般客室をバリアフリー改修する例の記載を充実<コ>（P.124-1B）

・情報発信やソフト対応に関する記載の充実<コ>（P.124-1A、B）

・非常時に関する記載の充実<コ>（P.143-1）

　<望>：望ましい基準　　<コ>：コラム

　　（※）…高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

その他、ホテル・旅館に限らず記載が必要な事項は、運用改善のための検討の中で対応を検討します。

＜福祉のまちづくり条例　検討経過及び今後のスケジュール＞



◎

◎